

かいぎん

News-Release

令和2年2月25日

各位

株式会社 沖縄海邦銀行

〒900-8686 那覇市久茂地2丁目9番12号

各種預金規定等の改定について

弊行は、令和2年4月1日に施行される「民法の一部を改正する法律（平成29年法律44号）」に基づく民法（債権関係）の改正等を踏まえ、下記のとおり、各種預金規定等を改定致します。

1. 民法改正を踏まえた改定

（1）対象規定

普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、定期預金共通規定、財形預金共通規定、振込規定、貸金庫規定 ほか

（2）改定内容

- ① 「成年後見人等の届出」に関する条項の改定
- ② 「規定の変更」に関する条項の追加
- ③ 定期預金等の「預金の解約、書換継続」に関する条項の改定

2. 休眠預金等活用法の施行に伴う改定

（1）対象規定

休眠預金等活用法に関する規定

（2）改定内容

- ① 「休眠預金等代替金に関する取扱い」条項の追加
- ② 「規定の変更」に関する条項の追加

3. その他所要の改定

4. 改定日

令和2年3月22日（日）

※本改定の内容は、改定前から取引いただいているお客様についても適用いたします。

《お問い合わせ先》
事務統括部事務企画担当
TEL 098-870-1177

民法改正を踏まえた改定内容

①「成年後見人等の届出条項の改定（下線部を追加します。）

改定例：普通預金規定第 10 条

- 10.（成年後見人等の届け出）
- （1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- （2）～（5） 略

②「規定の変更」条項の追加

改定例：普通預金規定第 19 条

- 19.（規定の変更）
- （1） この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2） 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

③「預金の解約、書替継続」条項の改定（下線部を追加します。）

改定例：自由金利型定期預金規定第 3 条

- 3.（預金の解約、書替継続）
- （1） この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- （2） この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。

以上